

Q & A

Q1 在留資格変更の手続きは、必ず本人が入管に向いて行わないといけないのでしょうか？

本文でも触れたとおり、就職を理由とする在留資格変更許可の申請は本人自身で行うことが原則となっていますが、雇用先の企業等があらかじめ法務大臣の承認を受けている場合には、その企業等の職員が申請を取り次ぐことができ（申取次制度）、この場合には入管の窓口に出頭することが免除されます。（ただし、審査の必要上求めがあった場合にはこの限りではありません。）いったん就労の在留資格を得た外国人が在留資格の更新を受けようとする場合も、この制度を利用することが可能です。

Q2 企業から採用の内定通知をもらいましたが、就労の在留資格への変更手続きはいつ頃から受付してもらえますか？

大学等新規卒者が4月から就職できるよう配慮するため、多くの入管ではその年の1月以降から受付していますが、念のためその年度における受付開始について最寄りの入管に確認するようにしてください。

Q3 外国人を雇用できる企業の基準や報酬の基準は存在するのでしょうか？

会社の規模に関する基準は設けられていませんが、会社の経営基盤がしっかりしていて、かつ一定の業績が認められる必要はあるでしょう。また、本人が入社してその能力を遺憾なく発揮できるような仕事が提供され得ることは当然です。報酬については、基本的には、日本人が同じ職務に従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることが要件となっています。

Q4 就労の在留資格を取得した外国人が家族を同居目的で呼び寄せることは可能でしょうか？

就労目的で残留が認められている外国人については、その配偶者及び子に限り、同居して扶養することを目的とする場合に「家族滞在」の在留資格が付与されます。その際、夫婦や親子の関係が本国の文書により立証され、かつ扶養を行う者が実際に扶養能力を有していると認められる必要があります。

Q5 在留資格の変更許可を受けた場合、手数料はかかりますか？

入管法関係手数料令の規定によって、在留資格変更許可を受けた場合には、4,000円を納付する必要があります。実際には当該額の収入印紙を、所定の手数料納付書に貼付します。

Q6 一時取得した就労の在留資格に伴う在留期間がまだ残っているうちに転職をしようとする場合、その時点で何らかの手続きを行う必要はあるのでしょうか？

新たに従事しようとする職務内容が現に有する在留資格で認められた活動の範囲内である場合には、転職したことだけをもって入管で手続きを行う必要はありません。しかし、転職後も就労資格を有することを証明するため、転職先の資料を添付して「就労資格証明書」を申請することをお勧めします。

Q7 在学中に就職が決まらなかった時、卒業した後も継続して就職活動を行うことは出来ますか？

在留中の経費の支弁能力を証する文書、卒業した教育機関の卒業証書（写）又は卒業証明書、同機関による継続就職活動の推薦状及び継続就職活動を行っていることを明らかにする資料を添えて入国管理局に申請する事で、在留資格「特定活動」として「6ヶ月」の在留が認められ就職活動する事が可能です。また、審査により同様の更新が更に1回認められることもあり得ます。

在留資格に関するお問い合わせは・・・

外国人在留総合インフォメーションセンター TEL:0570-01-3904

IP、PHS、海外からは 03-5796-7112

※電話でのお問い合わせは、東京入国管理局内インフォメーションセンターで行っております。

(〒455-8601 名古屋市港区正保町5-18 名古屋入国管理局1階)

在留資格変更の手続きについては！

名古屋外国人雇用サービスセンター（ハローワーク名古屋中）・愛知労働局 職業安定部 職業対策課

<http://aichi-foreigner.jsite.mhlw.go.jp/> <http://aichi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

1 はじめに

留学生が、日本国内の企業等に就職し、引き続き在留することを希望する場合は、「出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という）」に定められる手続きにより、「留学」から「技術」・「人文知識・国際業務」等就労可能な在留資格への変更許可をあらかじめ受ける必要があります。

2 就労を目的とする外国人の受入れ方針について

わが国では、専門的、技術的分野の外国人労働者の受入れを、より積極的に推進することが政府の方針となっています。

一方、いわゆる単純労働者の受入れについては、十分慎重に対応することを基本方針としており、入管法には、単純労働に従事することを目的とした在留資格は設けられておりません。

3 就労の在留資格とは

わが国に在留する外国人は、許可された在留資格の範囲内の活動を行うことができます。就労が認められる21の在留資格のうち、留学生が変更できる在留資格は主に「技術」、「人文知識・国際業務」です。

これらの在留資格の活動内容と許可基準は次のとおりです。

在留資格	技 術	人文知識・国際業務	
活動内容	理学、工学その他の自然科学の分野に属する技術又は知識を必要とする業務	法学、経済学その他の人文科学の分野に属する知識を必要とする業務	外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務
職種別	システムエンジニア、技術開発、設計、品質管理 他	企画、マーケティング、財務 他	通訳・翻訳、語学の指導、広告、宣伝、海外取引業務、デザイン 他
許可基準	① 従事する業務に必要な技術や知識にかかる科目を専攻して大学・短大・大学院・高等専門学校を卒業していること、又は10年以上の当該業務の実務経験があること。 ※いわゆるIT技術者については、法務省告示で定められた情報処理技術に関する資格を有する場合は、該当することを要しません。 ② 日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。 ③ 就職先の企業等も事業が適正に行われ、安定性及び継続性が認められること。	① 3年以上の当該業務の実務経験があること（大学・短大・大学院を卒業した者が通訳・翻訳、語学の指導に従事する場合は経験不要）。	

なお、専修学校の専門課程を修了し、「専門士」の称号を取得する者については、従事する業務内容が「技術」又は「人文知識・国際業務」のいずれかに該当し、かつ、就職先の職務内容と専修学校における修得内容に関連性があれば、上記許可基準①に関わらず、在留資格の変更が許可されます。

4 申請書類について

在留資格「技術」、「人文知識・国際業務」への変更許可申請のための提出書類の概要は次の通りです。

	カテゴリー1	カテゴリー2	カテゴリー3	カテゴリー4
区分 (所属機関)	①日本の証券取引所に上場している企業 ②保険業を営む相互会社 ③ 共法人等	前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収票の源泉徴収額が1500万円以上ある団体・個人	前年の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表が提出された団体・個人 (カテゴリー2を除く)	左のいずれにも該当しない団体・個人
全カテゴリー共通書類	1. 在留資格変更許可申請書 (申請人等作成用/所属機関等作成用各2ページの構成:本紙作成者注)・・・1通 2. 写真 (縦4cm×横3cm)・・・1葉 3. パスポート及び在留カード ・・・提示 4. カテゴリーを証明する書類 ・・・適宜 カテゴリー1: 会社四季報又は国内証券取引所への上場を証明する文書(写し) 主務官庁から設立の許可を受けたことを証明する文書(写し) カテゴリー2・カテゴリー3: 前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表(受付印のあるものの写し) 5. 専門学校を卒業し専門士の称号を取得したことを理由とする申請については、専門士の証明書 ・1通			
	6. 申請人の活動内容を明らかにする次のいずれかの資料 ①労働契約を締結する場合 労基法第15条第1項及び同法施行規則第5条に基づく、労働条件を明示する文書・・・1通 ②日本法人である会社の役員に就任する場合(以下、記載省略) ③外国法人日本支社に転勤及び会社以外の団体役員に就任の場合(以下、記載省略) 7. 申請人の学歴・職歴その他経歴等を証明する文書 (1)申請に係る知識を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書・・・1通 (2)学歴又は職歴等を証明する次のいずれかの文書 ①大学等の卒業証明書又は同等以上の教育を受けた事を証明する文書(注1)・・・1通 ②関連する業務に従事した期間を証する文書 当該技術又は知識に係る科目の専攻期間の記載された学校の証明書・・・1通 *外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務に従事する場合(大学を卒業した者が翻訳・通訳、語学指導に従事する場合を除く)は、3年以上の実務経験を証明する文書・・・1通 ③IT技術者については、「情報処理技術」の合格証書又は資格証書・・・1通 ※ 専門士の称号を取得して申請を行う場合は、(2)の書類は不要 8. 事業内容を明らかにする次のいずれかの資料 ①勤務先等の沿革、役員、組織、事業内容(主要取引先と取引実績を含む)等が詳細に記載された案内書・・・1通 ②その他の勤務先等の作成した上記①に準ずる文書・・・1通 ③登記事項証明書・・・1通 9. 直近年度の決算文書の写し ・・・1通			
カテゴリー3及びカテゴリー4に必要な書類				

注1) 7(2)①項:「技術」については、DOEACC制度(インド電子省/IT省認定資格制度)の資格保有者は、その認定証(レベル「A」「B」「C」に限る)・・・1通が必要です。

注2) カテゴリー4については、1～8の提出書類の他に「前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表を提出できない理由を明らかにする資料」が必要です。

5 審査のポイント

上記4で説明した申請書類が受理されると審査が行われることとなります。審査結果については申請当日ではなく、後日(約1～2ヵ月程度)改めて郵送により通知されることとなります。実際の審査に当たっては、まず、新たに行おうとする活動が「技術」、「人文知識・国際業務」等の在留資格のいずれかに該当することが求められます。つまり、専門的な技術若しくは知識を必要とする業務又は語学等、外国文化に基盤をもつ思考・感受性を要する業務に就くことが大前提です。次に法務省令で定められた審査基準に適合しているか否か、さらに、当該外国人の在留経緯やこれまでの在留状況も審査の対象となります。

《ポイント》

- ① 本人の学歴(専攻、研究内容等)や経歴から相応の技術・知識等を有する者であるか。
- ② 従事する職務内容からみて本人の有する技術・知識等を活かせるようなものか。
- ③ 本人の処遇(報酬等)が適当であるか。
- ④ 雇用企業等の規模・実績から安定性・継続性が見込まれ、さらに本人の職務が活かせるための機会が実際に提供されるものか。

6 在留資格の変更等(入国・在留関係各種申請書)に係る各種申請用紙について

最寄りの入国管理局・支局・出張所、又は入国管理局のホームページより入手することができます。

《入国管理局:ホームページ》

<http://www.immi-moj.go.jp/>



「各種手続案内」の『各種申請用紙はこちら』をクリック

http://www.moj.go.jp/tetsuduki_shutsunyukoku.html



「在留資格変更許可申請」をクリック

<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2.html>

【申請書については】



「申請書様式」欄の『1 在留資格変更許可申請書(新様式)』をクリック

<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2-1.html>

【提出書類一覧については】

「日本での活動内容に応じた資料」をクリック

http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/ZAIRYU_HENKO/zairyu_henko10.html



10 [「技術」\(例、機械工学等の技術者等\)への変更](#)

11 [「人文知識・国際業務」\(例、通訳、デザイナー、私企業の語学教師等\)への変更](#)

